一般社団法人愛媛県社会福祉士会 賛助会員規約

- 第1条 一般社団法人愛媛県社会福祉士会(以下、「本会」) は定款第7条第3項の規定により賛助会員を定める。
- 第2条 賛助会員は本会の目的、事業に賛同する団体で入会申込書(様式1号)を提出し、 理事会の承認後に会費を納入するものとする。 会費は一口 15,000 円/年度とする。
- 第3条 会費の納入は、本会へ振込により行う。ただし、年度途中の入会も同額とする。継 続会員(2年目以降の会費)は、次年1月末までに指定口座へ振込む事とする。
- 第4条 賛助会員は以下の特典を有する。
 - (1) 本会より、開催事業等の案内通知を行う。
 - (2)本会主催による研修や事業等に、賛助会員価格にて参加が可能である。ただし、団体賛助会員は一口 2 名まで受講可能とする。(賛助会員価格の設定があるものに限る)
- 第5条 退会は、団体からの退会届(様式2号)の提出により退会承諾とする。
- 第6条 賛助会員が、会の名誉をき損し、またはその趣旨に反した言動があったときは、理 事会に諮って除名退会することができる。

附則

この規程は、 令和4年 4月1日より適用する。